2026年6月25日

内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名
ＮＥＸＴ ＦＵＮＤＳ 日本株政策フォーカス上場投信
（コード：605A）

管理会社名
野村アセットマネジメント株式会社
代表者名　CEO兼代表取締役社長　大越　昇一
問合せ先　サポートダイヤル
TEL:0120－753104

１．運用方針の概要

＜主要投資対象＞
わが国の株式を主要投資対象とします。

＜投資方針＞
① 銘柄選定にあたっては、流動性の高い銘柄の中から、政府方針に則ったテーマを選定し、銘柄選択を行ないます。
② ポートフォリオの構築にあたっては、テーマ関連事業売上高、テーマの分散等を勘案して組入銘柄と投資比率を決定します。
③ テーマは適宜見直しを行ない、それに伴い組入銘柄の変更を行ないます。
④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑤ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
⑥ 株価指数先物取引等のデリバティブ取引を、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で活用する場合があります。
⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ポートフォリオの構築プロセス■

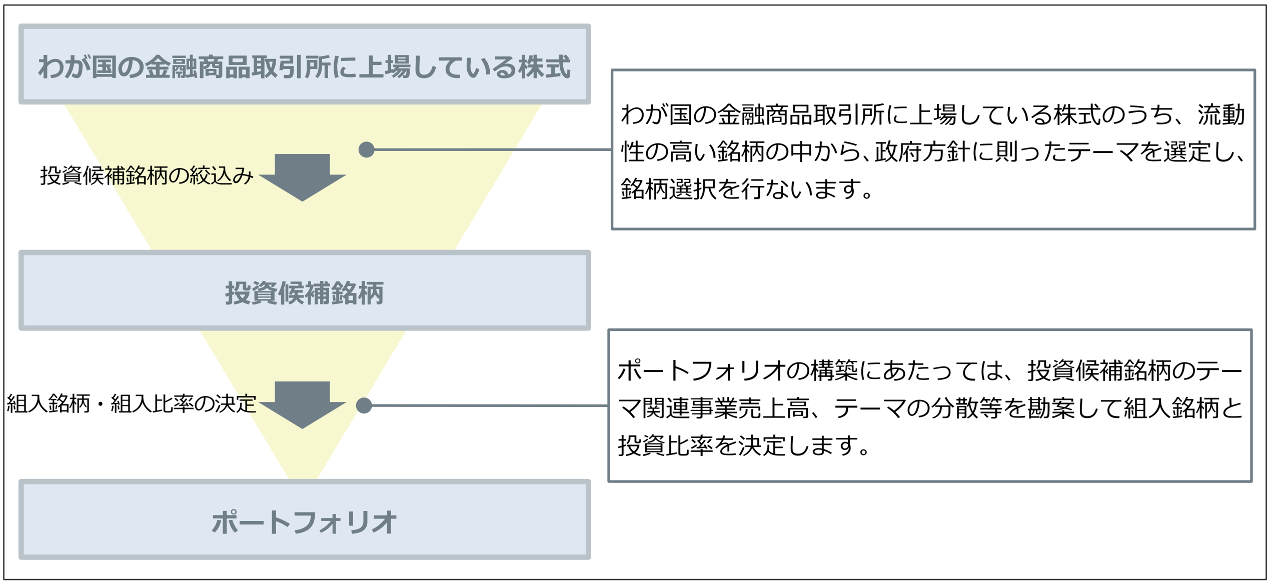

＊上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

＜ファンドの仕組み＞

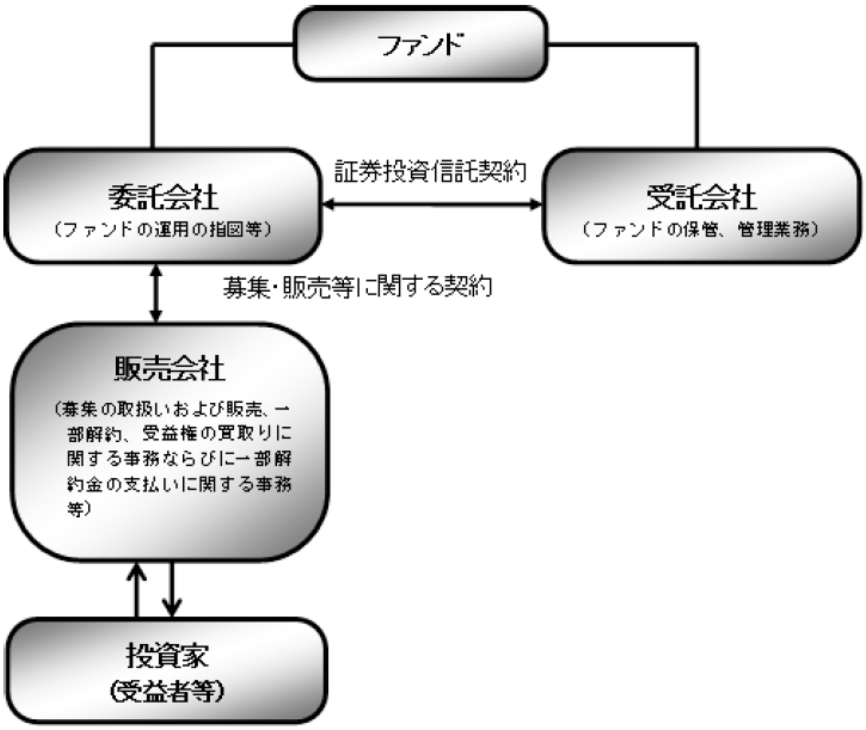

＜投資制限＞

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜分配方針＞

毎決算時（毎年 1 月および 7 月の 7 日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行ないません。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

2. 投資リスク

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

●受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

●ファンドは、当初設定日より 3 年を経過した日以降に、受益権の口数が 20 営業日連続して 1,500 万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。

●ファンドは、政策方針の変更・廃止等により、政府方針に則ったテーマを選定することができない等、商品性の維持が困難となった場合は、信託終了となる場合があります。

３．想定投資者属性

この商品は、中長期的な資産の成長を積極的に目指したい方で、同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性および以下の事項をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。
-アクティブ運用型ＥＴＦが、従来のＥＴＦとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
-ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
-管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブＮＡＶ）については、ＥＴＦの適正価格に常に一致するというわけではないこと
この商品は元本割れリスクを許容でき、積極的な運用を考える方に適しております。

4．管理会社の運用体制の状況

（１）組織図及び各組織の業務の概略
管理会社における組織図

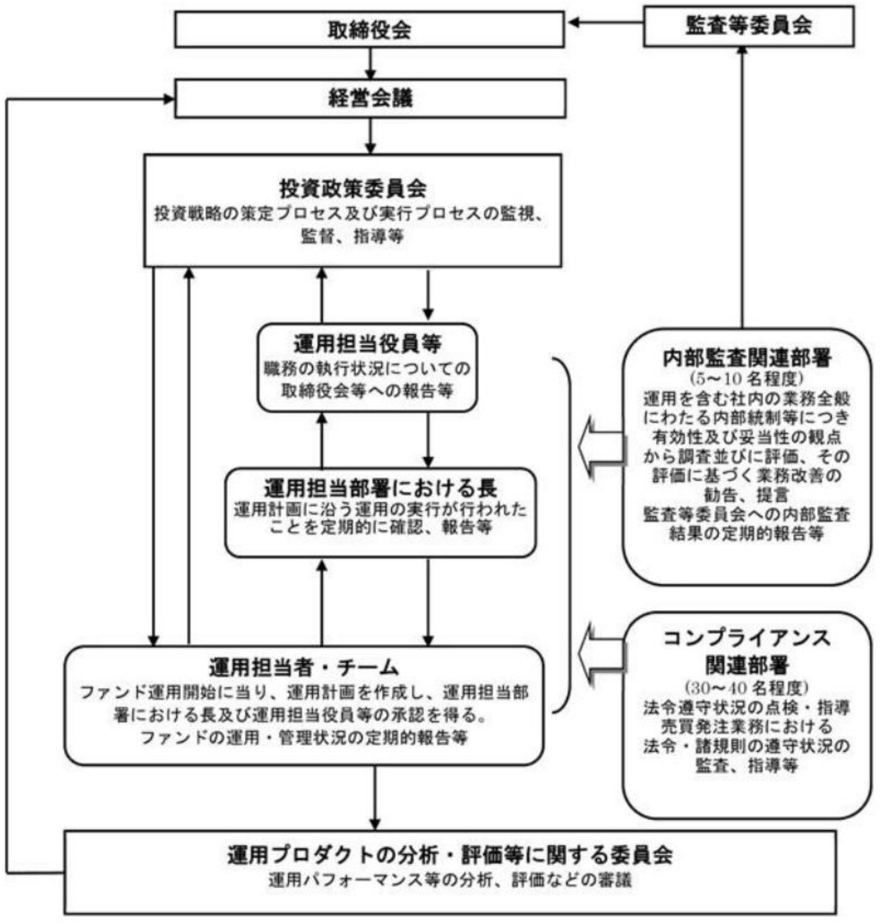

「投資政策委員会」のメンバーは、運用担当役員やCIO（最高運用責任者）の一部等で構成されます。
「運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会」は、運用担当役員以外も含む役員で構成されています。

投資政策委員会は、当社の投資信託の信託財産、投資一任契約及び投資顧問契約の契約資産（以下「信託財産等」という）のパフォーマンス維持向上のために、運用に係る投資戦略、運用体制及び運用プロセス等に関する事項を協議及び決定することを目的としています。

ファンドの運用体制は以下の通りです。

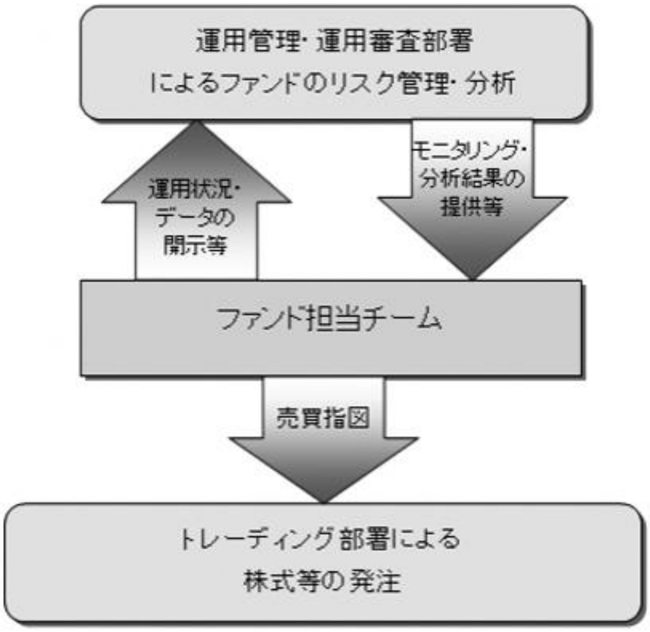

ファンド担当チームは運用管理・運用審査部署に運用状況・データの開示等を行い、運用管理・運用審査部署はそれを元にファンドのリスク管理・分析を行います。また、ファンド担当チームにモニタリング・分析結果の提供等を行います。

ファンド担当チームはトレーディング部署に売買指図を出し、トレーディング部署はそれを元に株式等の発注を行います。

（2）運用責任者等に関する説明

- クオンツ運用戦略の統括責任者：
  当ファンドの運用プロセス（投資方針）全般を所管。類似の投資信託財産等の運用等の経験は 19 年以上（2026 年 5 月時点）。
- 当ファンドの運用責任者：
  ポートフォリオ構築の最終意思決定者。類似の投資信託財産等の運用等の経験は 18 年以上（2026 年 5 月時点）。

（3）管理会社の運用実績

日本株アクティブファンド（公募投信に限る）の運用実績は以下の通りです。

ファンド本数：82 本

純資産総額：20,254 億円
（いずれも 2026 年 3 月末時点）

（４）内部管理体制の整備状況
上記（１）組織図及び各組織の業務の概略をご参照下さい。

（５）コンプライアンス体制の整備状況
コンプライアンス管理体制は下記の通りです。

① 野村グループ行動規範の遵守および徹底
「野村グループ行動規範」は、野村グループの役職員が、野村グループ企業理念を具体的な行動に移すための指針となるものです。毎年度、役員および社員は「野村グループ行動規範」を読み、行動規範の実践と遵守を宣誓しています。なお、同規範の「高いコンプライアンス意識」の中で、金融資本市場において、決して許されない行為の代表例として「説明義務違反」、「利益相反」、「インサイダー取引」、「相場操縦」、「マネー・ローンダリング」、「反社会勢力との関係」も明記されています。
② レポートライン
各部室のコンプライアンス責任者（部室長）および業務管理者は、コンプライアンスに係る諸問題についてコンプライアンス・オフィサー（以下、CO）およびリーガル･コンプライアンス部に報告します。CO および同部は、コンプライアンスに係る諸問題のうちコンプライアンス委員会への報告が必要であると判断した事案についてコンプライアンス委員会に報告します。
③ コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、経営会議が指名した委員長と、委員長に指名された者をもって構成され、原則として毎月開催され、当社の重要なコンプライアンスに関する事項を審議・決議しています。
④ コンプライアンス・オフィサー（CO）
CO は経営会議によって選任され、他部門から独立した地位を有しており、日常のコンプライアンスに関する事項について指揮監督しています。
⑤ リーガル・コンプライアンス部
リーガル・コンプライアンス部は、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、全社的なコンプライアンス統括部署として、各部室におけるコンプライアンス事項に係る相談の受付、指導・監督を行っており、CO と一体となって、当社全体のコンプライアンスを統括しています。
⑥ コンプライアンス責任者
コンプライアンス責任者は、各部室長が兼務しており、業務マニュアルを整備し、現場における日常的なコンプライアンス管理を行っています。部室における日常の業務執行が法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうかを常時監視しています。
⑦ 業務管理者
業務管理者は、部室毎に原則として部室長以外の者が任命されており、部室員に対し遵法精神を啓発し、法令諸規則等を遵守した業務管理を推進しています。コンプライアンスに係る問題についての独自のレポートラインを持ち、部室長に対する牽制機能をも有しています。

⑧　コンプライアンス・マニュアル等の整備

コンプライアンス実践のための具体的な手引書として、コンプライアンス・マニュアルを策定しており、具体的な行動指針や倫理規範の他、当社の内部管理体制の説明、遵守すべき関連法令諸規則、その解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を記載しています。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

ポートフォリオ情報については、株式会社東京証券取引所のウェブサイト（①）に PCF（ポートフォリオ・コンポジション・ファイル）を提供いたします。

PCF は毎営業日の売買立会開始までに公開され、公開日前営業日時点のポートフォリオ情報が掲載されます。

なお、PCF を提供できない場合は、その旨を東証ウェブサイト（①）または当社ウェブサイト（②）でお知らせします。

①株式会社東京証券取引所 – インディカティブ NAV・PCF 情報

http://tse.factsetdigitalsolutions.com/iopv/table?language=jp

②野村アセットマネジメント株式会社 – NEXT FUNDS 専用サイト

https://nextfunds.jp/

以上

内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）

１．金融商品の目的・機能

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
流動性の高い銘柄の中から、政府方針に則ったテーマを選定し、銘柄選択を行ないます。テーマは適宜見直しを行ない、それに伴い組入銘柄の変更を行ないます。

２．損失が生じるリスクの内容

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。
ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

３．管理会社が想定する購入層

この商品は、中長期的な資産の成長を積極的に目指したい方で、同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性および以下の事項をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。
-アクティブ運用型ＥＴＦが、従来のＥＴＦとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
-ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
-管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブＮＡＶ）については、ＥＴＦの適正価格に常に一致するというわけではないこと
この商品は元本割れリスクを許容でき、積極的な運用を考える方に適しております。

４．顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

○ 経営・運用体制

＜経営体制＞

資産運用を託される者として、常にお客様の利益を考えて行動し、深く信頼していただけるよう経営の独立性・透明性を高めることに努めています。そのために、当社は、監査等委員会設置会社として重要な業務執行の決定に係る権限を取締役会において選任した業務執行取締役に大幅に委任し、委任を受けた業務執行取締役が経営の業務執行を担う一方で、取締役会は監査等委員会とともに主として経営を監督する体制としております。

＜運用体制＞

お客様の利益よりも当社や当社のグループ会社の利益を優先した業務運営が行われることがないようにするため、利益相反管理方針において、運用・調査の独立性を確保する体制を定めております。また、運用の高度化にあたっては、運用者・調査プロフェッショナルを配置しグローバルな運用体制の構築、自己資金によるパイロット運用や先端技術を活用した研究開発への取り組み等を行なっております。

・　クオンツ運用戦略の統括責任者　：当ファンドの運用プロセス（投資方針）全般を所管。
　類似の投資信託財産等の運用等の経験は 19 年以上（2026 年 5 月時点）。
・　当ファンドの運用責任者　：ポートフォリオ構築の最終意思決定者。
　類似の投資信託財産等の運用等の経験は 18 年以上（2026 年 5 月時点）。

○　検証体制

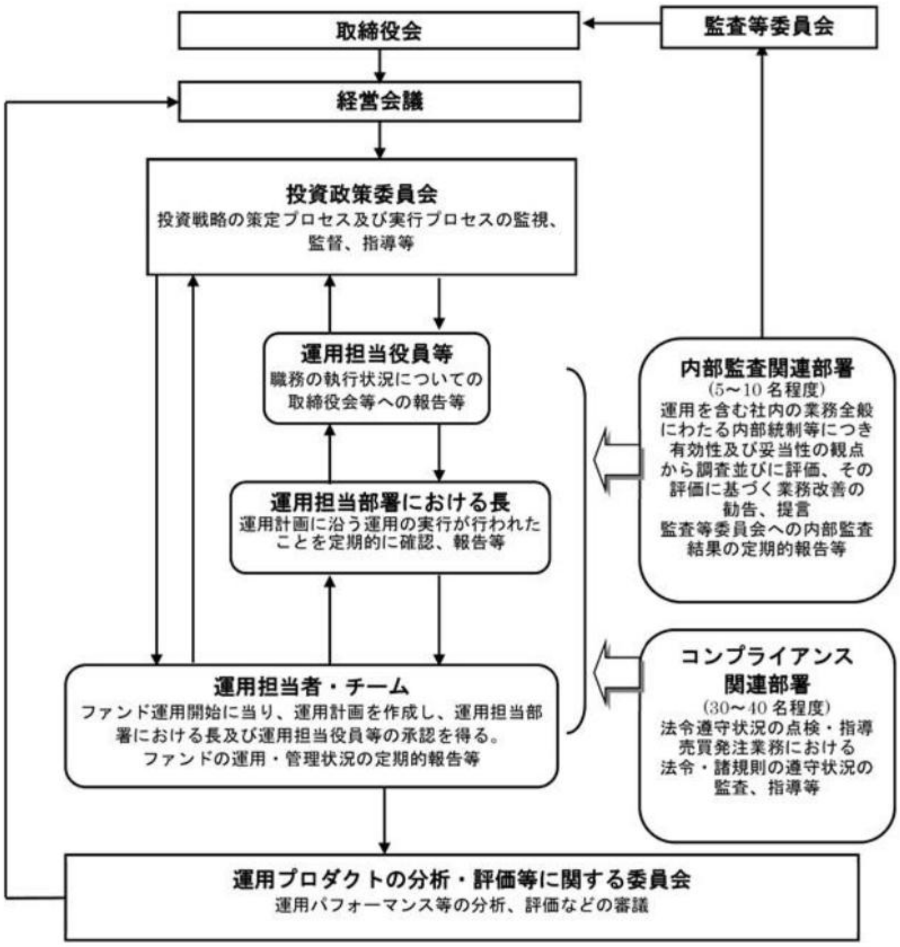

上記の図のとおり、運用部門から独立した内部監査関連部署やコンプライアンス関連部署により、ファンドが約款や運用方針等に則り適切に運用されているかどうか、受益者の利益を害するような取引等が行われていないかについてモニタリングされます。運用成果の達成状況については、運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会にて検証され、必要に応じて検証結果は経営会議にフィードバックされます。